

意見書及び見解書の概要

東大和市街づくり条例に基づき、都市計画の原案に対する意見書及び見解書の概要を次のとおり公表する。

都市計画の名称 立川都市計画ごみ処理場  
 第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定  
 縦覧期間 平成29年7月11日から平成29年7月25日まで  
 意見書提出期間 平成29年7月11日から平成29年8月1日まで  
 意見書提出状況 47通(51人)

			意見書の概要	見解書の概要	
都市計画の原案に対する意見	都市計画に関するもの	施設の必要性について	1 ノ	<p>容リプラの削減量予測は、全体の僅か2%に満たないものであり、この施設は必要ない。費用対効果なしである。白紙撤回を求める。効果があるというなら、3市市民に公正な数字で理解できるまで説明が必要である。</p> <p>施設建設によって削減される焼却ごみは小平市のプラスチック年間1,600tのみ、全体の2%弱であると知れると、3市の枠組みが崩れると東大和市のごみ処理が出来ないと新たに声だかに言い始め、他にも施設の必要性についての説明は、矛盾が増すばかりで、全く理解できない。</p>	<p>循環型社会構築のため、資源化を進めて、ごみを減量することは重要であり、最終処分場への搬入量の減量化に向けた資源化への取組みは、東京たま広域資源循環組合の一員である当市の責務であります。</p> <p><u>また、2%の削減量は重量比であり、仮に焼却処理するとなると、3市の容リプラを受け入れる容積が必要になるため、焼却炉を大きくする必要があります。</u></p> <p>焼却炉が大きくなると、小平市中島町の敷地でのごみ焼却施設の更新が不可能となり、3市の可燃ごみ処理に多大な影響が生じます。</p> <p>以上のことから、本施設は、衛生的な市民生活を維持するうえで、大きな効果が見込まれる必要な施設であります。</p>
			2 ノ	<p>カロリーオーバーになるため容リプラの焼却ができないというが、現状、小平市の容リプラ1,600tを焼却して950℃前後で推移している。カロリーオーバーになるとの説明は無理がある、そこを主張するなら明確なデータを示して欲しい。</p>	<p>ごみ焼却施設の更新は、小平市中島町の敷地で行うことを検討しているため、現在の処理能力である日量360トンについて、<u>日量243トンを上限にする必要があります。</u></p> <p>そのため、3市から排出される容リプラを焼却するとなると、日量243トンを超えることから困難となります。</p> <p>ごみ焼却施設の更新は、小平市中島町</p>

平成29年9月説明会資料より  
 意見書及び見解書の概要